

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 創（以下、「法人」という。）定款第八条および第二一条の規定に基づき、理事、監事、及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給および額)

第2条 役員等の報酬は、各年度の総額が一人当たり二万円を超えない範囲で支給する。

- 2 理事会、評議員会等法人の業務に出席した場合、その都度一回3,094円（税込み）を支給する。
- 3 その他、調査、研究、研修等の必要により出張に要する経費および支給の手続きは、法人の旅費規程を準用する。

(法人職員給与との併給)

第3条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。(第3条の追加)